茨城町ふるさと寄附金（ふるさと納税）お礼の商品提供事業者募集要項

平成30年4月1日

　（目的）

第1条　茨城町ふるさと寄附金に寄附をされた方へのお礼として贈呈している茨城町（以下「町」という。）の名産品等について，より多くの魅力的な名産品等の周知を図り，町内産業等の活性化を図るため，商品の提供事業者を募集する。

　（申込事業者の要件）

第2条　事業者は，以下の要件にすべて適合すること

（１）町内に，本社（本店），支社（支店），営業所及び工場等のいずれかを有する法人又は個人事業者。ただし，町外であっても町の名産品等を製造，販売している事業者はこの限りではない

（２）町税の滞納がないこと

（３）代表者等が茨城町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

　（募集するお礼の商品）

第3条お礼の商品は，以下の要件にすべて適合すること。

（１）商品の概要

ア　別紙の町地場産品基準に該当するものであること

イ　町からの依頼後，速やかに全国各地への郵送，宅配便等で発送できる商品であること。ただし，生産量，収穫時期等により通年発送できない場合には，申込用紙にその旨を記載すること。

ウ　商品は「単品」又は「詰合せ」の商品であること

エ　安全性が確保されていて，既に流通している商品であること

（２）商品の価格等

　　商品代，梱包代及び消費税等必要経費をすべて含む価格であること

　（事業者が行う業務）

第4条

（１）お礼の商品の発送業務

ア　商品の準備

イ　発注書の受領及び確認

ウ　梱包，出荷送り状の作成

エ　配送業者に集荷依頼

（２）お礼の商品代金の清算業務

ア　商品代金支払通知書の受領及び確認

イ　商品代金の受領（月末締め翌月末支払による）

　（申込期間）

第5条　随時申し込みできるものとする。

（申込方法）

第6条　 茨城町ふるさと寄附金「お礼の商品」申込用紙（様式1）に必要事項を記入し，以下の資料を添付の上，町町長公室秘書広聴課まで提出するものとする。

（１）特産品の写真又は画像データ

（２）特産品のパンフレット等（任意）

　（ふるさと寄附金お礼の商品選考会議）

第7条

　　（１）第６条の申し込みがあった名産品等の中から，ふるさと寄附金に対するお礼の商品としてふさわしい名産品等を町長に提言するため，ふるさと寄附金お礼の商品選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

ア　選考会議は，秘書広聴課長，秘書広聴課営業戦略グループ長兼ふるさと納税

推進室長，営業戦略グループ員及びふるさと納税推進室員によって構成する。

イ　議長は，秘書広聴課長をもって充てる。

ウ　選考会議の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

エ　選考会議は，必要に応じ議長が召集する。

（２）選考会議は，名産品等の提供事業者の適正，商品の内容及び安全性を審査する

ものとする。

ア　選考は，茨城町ふるさと寄附金お礼の商品選定審査表（様式2）等によるも

のとする。

イ　選考会議では，商品の梱包サイズや発送方法に応じて発生する経費を考慮

した寄附金額を設定する。

ウ　選考会議は，選考結果をもとに町長に提言する。

　（お礼の商品の選定方法）

第8条

（１）町長は第7条に規定する選考会議の結果を考慮し，お礼の商品を選定するものとする。

（２）町長は，お礼の商品を選定したときは，選定結果を茨城町ふるさと寄附金お礼の商品決定通知書（様式3）により当該申込事業者に通知するものとする。

（３）前項の規定による承認の有効期間は，当該承認を行った日に属する年度の末日までとする。ただし，有効期間の満了日までに町長による登録承認の取り消しがなく，かつ，登録事業者から辞退届の提出がないときは，当該承認を行った日に属する年度の翌年度の末日まで当該承認の有効期間を更新するものとし，その後においても同様とする。

第9条　お礼の商品の内容変更及び辞退

（１）事業者は，承認された商品を変更又は辞退するときは，速やかに茨城町ふるさと寄附金お礼の商品変更又は辞退届（様式４）を町長に提出しなければならない。

（２）町長は，茨城町ふるさと寄附金お礼の商品変更又は辞退届の提出があった場合，その内容について選考会議の提言を踏まえて承認の可否を決定し，茨城町ふるさと寄附金お礼の商品変更又は辞退決定通知書（様式5）により当該申込事業者に通知するものとする。

（登録承認の取り消し）

第10条　町長は，登録された事業者が第2条及び第3条に定める要件に適合しなくなったと認める場合，その登録を取り消すことができるものとする。

　（個人情報の保護）

第11条　事業者は，この事業による業務を遂行するため，個人情報の取扱いについては，茨城町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は，お礼の商品の送付以外の目的に使用することができない。ただし，お礼の商品の送付時にパンフレット等の同封により，改めて寄附者から事業者へ直接商品の申し込みにより得た個人情報は対象外とする。

　（その他留意事項）

第12条

（１）事業者は，積極的に茨城町のＰＲ等を行いシティセールス活動に努めること。

（２）事業者は，商品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は，真摯に対応し解決に努めるものとし，苦情内容について町へ速やかに報告すること。

また，品質等による保証のクレーム対応について，町は一切責任を負わない。

（３）商品発送に係る業務のうち町が行う業務については，町と委託契約した一括代行業者が行う。

（庶務）

第13条　ふるさと寄附金（ふるさと納税）お礼の商品提供事業者募集に係る事務は，秘書広聴課において行う。

募集するお礼の商品は以下のいずれかに該当する商品であること。

①町内において生産されたものであること

②町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること

③町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること

④茨城町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

⑤町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品等であることが明確なものであること

⑥前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との関連性のあるものと合わせて提供するものであって、町の返礼品等が主要な部分を占めるものであること

⑦町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるものであること

⑧次のいずれかに該当する返礼品等であること

　ア　町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

　イ　茨城県が県内の複数の市町村（茨城町を含む。）と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを茨城県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの

　ウ　茨城県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及びその市町村として茨城町が認定され、当該資源を町が返礼品とするもの

⑨震災、風水害、落雷、笠井その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前伊に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること